

高額介護サービス費等支払資金貸付制度について

1 資金貸付の概要

高額介護（予防）サービス費の支給対象者で介護（予防）サービス費の支払が困難な方に、高額介護（予防）サービス費の支給を受けるまでの間、資金を貸付ける制度です。

2 資金貸付の対象者

- ①介護保険の資格を有していること。
- ②高額介護サービス費等の支給を受ける見込みがあること。
- ③介護保険料を滞納していないこと。
- ④保険給付差止（法第68条第1項）の記載がなされていないこと。

※ただし、貸付に係る介護サービスが第三者の行為によって生じた介護サービスである場合は除きます。

3 資金貸付の対象者が利用するサービスの対象

指定居宅サービス 及び 介護保険施設

※複数のサービス事業者の利用により、高額介護サービス費に該当した場合でも貸付の対象となります。

4 資金貸付の方法

被保険者が利用者負担分を全額支払い、その後領収証とともに申請書を提出します。

※サービス利用月ごとに申請が必要です。

5 資金貸付の条件

- ①貸付の利息・・・無利子
- ②貸付期間・・・高額介護サービス費等の支給を受ける日まで
- ③償還方法・・・一括払い（高額介護サービス費等の支給額と貸付額を相殺し、差額を支払います。）

6 資金貸付の額

資金の貸付金額は、高額介護サービス費等推計額の10分の9以内の範囲で貸付が可能です。（※その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

★貸付について不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 TEL 0942-81-3317 / FAX 0942-81-3316